

令和7年度「身近で学ぶ著作権」研修実施の案内

1 趣旨

著作権に関する基礎的な理解を深め、もって著作権制度の知識や意識の向上を図ることを目的として行われる研修会に、担当職員等を派遣する。学校、図書館、行政等、職務内容に応じて「身近で、手軽に、短時間で」著作権制度の基礎を学ぶ研修を行い、各職務の円滑な遂行に寄与する。

2 対象

県、市町村、市町村教育委員会、学校、図書館部会及び教育にかかわる任意団体等が開催する県内の教職員、図書館職員及び行政職員を対象とする研修会。

なお、研修会を著作権に特化できない場合には、研修会の一部を著作権にかかわる内容に割り当てる形でもよい。

（例）教務主任研修会、情報教育担当者会、校内研修会、図書館職員研修会など

3 内容

著作権について初めて学ぶ方を対象とした内容として、著作権制度の基礎的な概要、ケーススタディ等を行う。また、時間は約2時間程度とする。ただし研修内容、時間ともに開催者の希望に応じて調整することとする。

4 会場

職場または最寄りの会場等、開催者が設定する。

5 実施期間

令和7年6月～令和8年2月の期間

6 申込み

開催の希望がある場合は、その旨電話にて岐阜県文化伝承課担当に連絡し、日程等の調整を行った上、「著作権担当職員派遣申請書」を提出する（別紙参照）。

7 その他

資料の印刷・配布は開催者で行う。